
大野市内における 環境の概要

大野市内における基本的な環境の現状を明らかにします。

第1章 市勢の概要

1. 市勢の概況

(1) 概況

面積…872.43k m²

人口…30,580人（令和5年10月1日現在 外国人を含む）

世帯数…11,627世帯（ ” ” ）

市制施行…昭和29年7月1日

(2) 沿革

大野市のあけぼのは縄文中期（約4,000年前）であることが右近次郎遺跡等から出土する多数の石器、土器によって明らかにされました。また、古い文献では、和良比夫（蕨生）・佐比良気（佐開）・佐加戸（坂戸）・若子（若生子）の地名が出ています。

平安時代には加美・資母・大沼の庄名が見えており、そのころ大野盆地は牛ヶ原荘園、平泉寺荘園が支配していました。しかし、平安時代の終わりごろ武士の興起によって荘園は圧迫され、室町時代には全く滅び去り、代わって斯波氏、朝倉氏など武士の統領が支配するところとなりました。

天正元年（1573年）朝倉氏の滅亡後一時は一向一揆の支配下となりましたが、一揆は間もなく織田信長に平定され、織田の武将金森長近が大野の大部分を統治しました。長近はまず亀山に越前大野城を構築するとともに京都に模して短冊状の城下町を建設し、栄えてきました。天和2年（1682年）土井利房が大野に封ぜられましたが、勝山・郡上・鯖江・福井の藩料、公料など複雑に分割され、明治維新まで約150年間続きました。

明治4年（1871年）廃藩、同6年（1873年）区長・権長が置かれ、戸制など多少の変遷を経て、明治22年（1889年）町村制が実施され、大野・下庄・乾側・小山・上庄・富田・阪谷・五箇の1町7か村となり、昭和26年（1951年）11月に下庄村は町制を施行しました。

そして、昭和29年（1954年）7月1日に2町6か村が合併して大野市が誕生しました。その後、昭和45年（1970年）7月1日に西谷村、平成17年（2005年）11月7日に和泉村を編入合併し、令和5年（2023年）10月1日現在の人口は30,580人、世帯数は11,627世帯となっています。

市制施行以来、これまで幾多の災害を克服し、恵まれた自然環境を生かしながら、「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」の実現を目指して力強く歩み続けてきました。

市域の変遷

年 月 日	事 項	編入面積(km ²)	総面積(km ²)
昭和29年7月1日	市制施行(2町6か村合併)	—	343.56
昭和45年7月1日	西谷村編入合併	198.10	541.66
昭和63年10月1日	国土地理院による再計測	—	539.92
平成17年11月7日	和泉村編入合併	332.38	872.30
平成26年10月1日	国土地理院による再計測	—	872.43

(3) 位置と地勢

大野市は福井県の東部にあり、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町と接しています。

面積は 872.43 km²で、このうち森林が 758.38 km²を占めています。

四囲は霊峰白山の支脈に囲まれ、大野富士とも呼ばれる荒島岳をはじめ、赤兎山、願教寺山、能郷白山、経ヶ岳などの秀峰がそびえています。

岐阜県境に源を発する九頭竜川、その支流の真名川・清滝川・赤根川は、大野盆地を南から北へ貫流しています。これらの河川は上流で九頭竜峡・真名峡の渓谷美をつくり、流れて 4,000ha (40 km²) の野を潤しています。

【大野市位置図】



(4) 気象

大野市の気候は典型的な日本海北陸型気候区に属し、冬季に強い北よりの季節風が吹き荒れ曇天が続くのが特徴です。また、美濃越前山地の北側に上昇気流が発生して、多くの雪や雨を降らせています。

大野市の最近 10 年間の年間平均気温は 13.8 度で、内陸盆地であることから寒暖の差が大きく、日本海側を発達した低気圧が通過するときにフェーン現象がしばしば発生します。

気象

年度	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	降水量	日照 時間	最深 積雪
	℃	℃	℃	m/s	m / s	mm	h	cm
平成								
3年	13.3	34.9	- 10.2	1.1	SSE 10	2,683	1,049.6	157
4	13.0	35.5	- 9.9	1.1	SSE 11	1,990	1,206.6	50
5	12.4	32.5	- 8.6	1.4	SE 11	2,584	1,152.8	65
6	13.6	36.5	- 11.3	1.4	SSE 9	1,365	1,524.7	75
7	12.3	35.2	- 12.1	1.3	SSE 8	2,629	1,267.1	97
8	12.6	34.9	- 9.3	1.4	SSW 7	1,790	1,381.1	100
9	13.2	33.4	- 11.4	1.2	SSE 11	2,166	1,492.6	47
10	14.4	33.0	- 8.8	1.2	S 8	2,579	1,191.9	67
11	13.7	33.6	- 11.5	1.3	SSE 9	2,274	1,331.4	97
12	13.9	36.8	- 7.1	2.4	S 16	1,517	1,476.2	55
13	13.6	36.3	- 9.5	2.3	NW 11	1,541	1,542.1	128
14	13.7	36.3	- 7.2	2.4	S 15	2,387	1,446.8	59
15	13.7	35.2	- 8.5	2.5	WNW13	1,979	1,264.8	83
16	14.6	36.2	- 8.9	2.5	S 18	2,253	1,474.2	112
17	13.5	35.2	- 7.8	2.4	S 16	2,440	1,255.8	157
18	14.2	35.5	- 7.2	2.4	NW 14	2,106	1,371.9	32
19	13.7	38.0	- 7.8	2.5	W 13	1,753	1,424.7	66
20	14.0	37.0	- 9.9	1.6	SSE10	1,820	1,571.0	52
21	13.4	34.6	- 6.6	1.6	WNW11	1,856	1,405.8	133
22	13.5	37.0	- 7.7	1.6	SE 10	1,886	1,561.6	193
23	13.4	38.2	- 10.8	1.5	SSE 10	2,070	1,442.5	130
24	13.6	38.6	- 10.4	1.7	S 16	1,666	1,644.7	67
25	13.4	36.1	- 7.5	1.7	SE 11	2,212	1,672.2	28
26	13.1	35.6	- 9.5	1.4	ESE 10	2,504	1,580.7	115
27	14.0	35.2	- 7.4	1.4	ESE 9	2,079	1,573.6	57
28	13.9	34.8	- 9.2	1.4	SE 14	2,108	1,548.7	62
29	12.8	34.8	- 10.2	1.3	SSE 11	2,986	1,580.4	177
30	14.3	36.0	- 6.7	1.3	SE 14	2,152	1,654.4	24
令和元	14.6	36.2	- 6.7	1.3	SSE 10	1,880	1,621.9	15
2	13.7	35.4	- 9.8	1.4	SSE 11	2,473	1,562.5	166
3	13.7	35.2	- 8.8	1.4	SE 11	2,627	1,590.5	128
4	14.2	35.8	-7.9	1.3	SE 10	2,020	1,689.1	93
5	14.4	36.4	-9.2	1.3	SSE 11	2,398	1,733.5	55

(資料：気象庁)

(5) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数

年次	世帯数	人口			一世帯 当たりの 人員	人口密度 (1km ² 当たり)	摘要
		総数	男	女			
大正9年	7,309	36,507	17,862	18,645	4.99	67.4	第1回国勢調査
14	7,391	36,552	17,885	18,667	4.95	67.5	第2回 //
昭和5年	—	37,320	18,325	18,995	—	68.9	第3回 //
10	—	37,274	18,168	19,106	—	68.8	第4回 //
15	7,413	38,409	18,652	19,757	5.18	70.9	第5回 //
22	—	47,549	23,276	24,273	—	87.8	第6回 //
25	9,136	47,412	23,056	24,356	5.19	87.5	第7回 //
30	9,243	47,621	23,281	24,340	5.15	87.9	第8回 //
35	9,620	46,271	22,013	24,258	4.81	85.4	第9回 //
40	9,975	44,873	21,321	23,552	4.50	82.8	第10回 //
45	10,090	42,241	20,152	22,089	4.19	78.0	第11回 //
50	10,306	41,918	20,074	21,844	4.07	77.4	第12回 //
55	10,476	41,901	20,051	21,850	4.00	77.4	第13回 //
60	10,485	41,926	20,089	21,837	4.00	77.4	第14回 //
平成2年	10,463	40,991	19,538	21,453	3.92	75.9	第15回 //
7	10,567	40,245	19,147	21,098	3.81	74.5	第16回 //
12	10,867	38,880	18,573	20,307	3.58	72.0	第17回 //
17	11,229	37,843	17,956	19,887	3.37	43.4	第18回 //
22	10,847	35,291	16,705	18,586	3.25	40.5	第19回 //
27	10,698	33,109	15,683	17,426	3.09	38.0	第20回 //
令和2年	10,868	31,286	14,997	16,289	2.88	35.9	第21回 //

※ 平成17年次から旧和泉村分を含みます。

(6) 産業別就業者数

産業分類別就業者数

(人)

産業分類	平成 22 年	平成 27 年	令和 3 年
総数	18,212	17,733	16,964
第 1 次産業	1,772	1,557	1,250
農業	1,671	1,462	1,174
林業	98	93	71
漁業	3	2	5
第 2 次産業	5,615	5,566	5,502
鉱業, 採石業, 砂利採取業	8	6	6
建設業	2,384	2,161	2,229
製造業	3,223	3,399	3,267
第 3 次産業	10,808	10,553	9,929
電気・ガス・熱供給・水道業	160	152	147
情報通信業	132	139	151
運輸業, 郵便業	633	530	470
卸売業, 小売業	2,624	2,359	2,159
金融業, 保険業	357	333	315
不動産業, 物品賃貸業	103	118	105
学術研究, 専門・技術サービス業	372	380	395
宿泊業, 飲食サービス業	732	693	614
生活関連サービス業, 娯楽業	664	613	534
教育, 学習支援業	825	758	761
医療, 福祉	2,323	2,635	2,554
複合サービス事業	296	324	283
サービス業			
(他に分類されないもの)	890	916	859
公務			
(他に分類されるものを除く)	697	603	582
分類不能の産業	17	57	283

第2章 大野市環境基本計画の概要

1. 目的

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定され、平成22年4月から第二期、令和3年4月から第三期の計画期間が始まりました。

この計画は、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の三つの事項について定めています。

大野市環境基本計画に定める具体的事項

環 境 像	長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする ○大野市の将来の姿、基本目標、数値目標など
取 り 組 み	環境の保全及び創造に向けた取り組みを明らかにする ○施策の基本方針、重点施策など
役 割	市、市民、事業者の役割を明らかにする ○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

大野市環境基本条例に定める基本理念

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

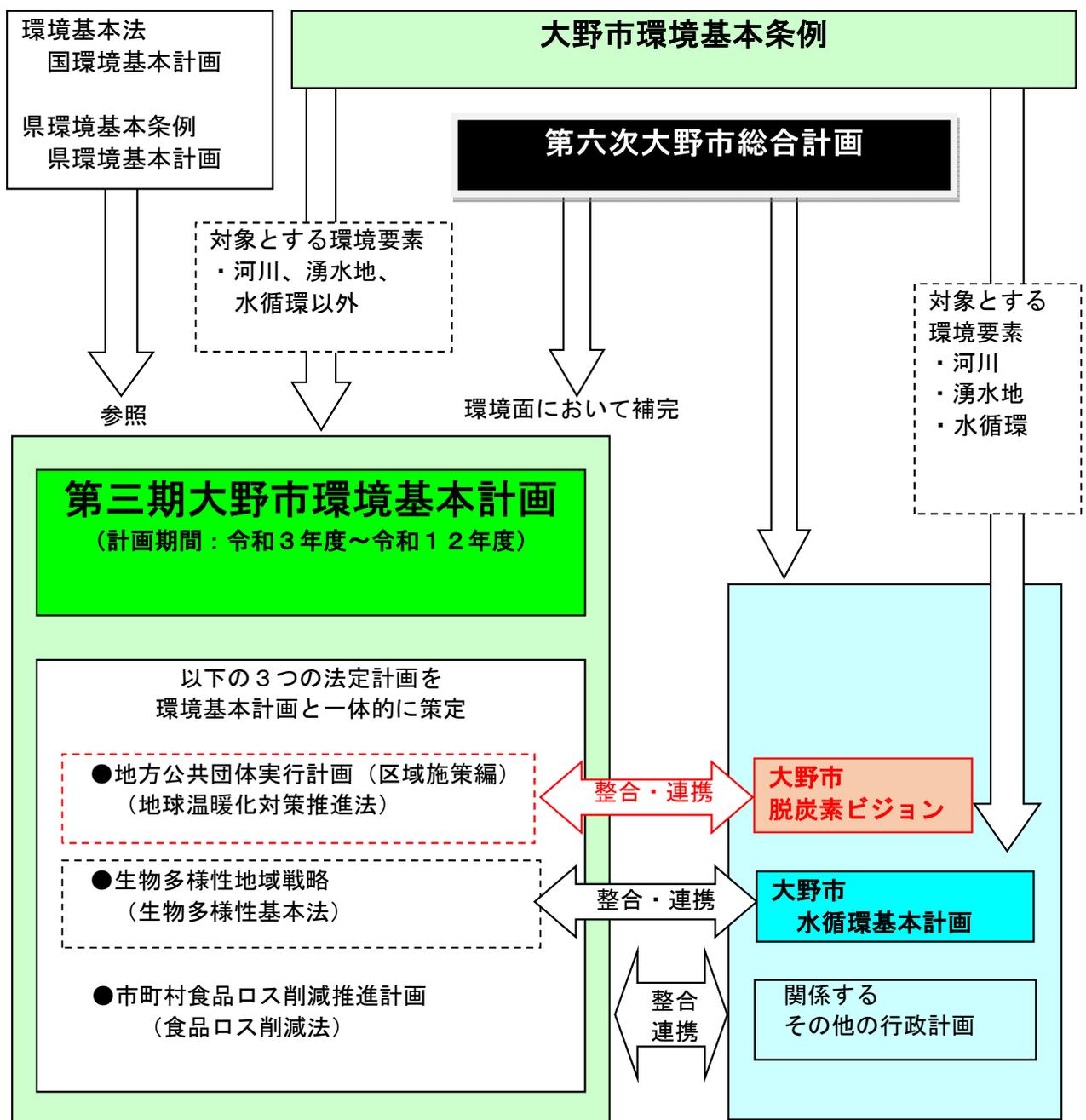
環境に対する負担を少なくし、このすばらしい環境を守りはぐくみながら豊かな社会づくりを進めていきます。

すべての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2. 計画の位置付け

第三期大野市環境基本計画は、大野市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定める基本理念を踏まえ、大野市の環境の保全と創造に関する施策などを定めるものです。市政各分野の計画に基づき実施される環境関連施策についても、本計画に基づく施策と整合するよう実施します。

なお、本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく生物多様性地域戦略、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画としても位置付けます。



3. 対象とする環境の範囲

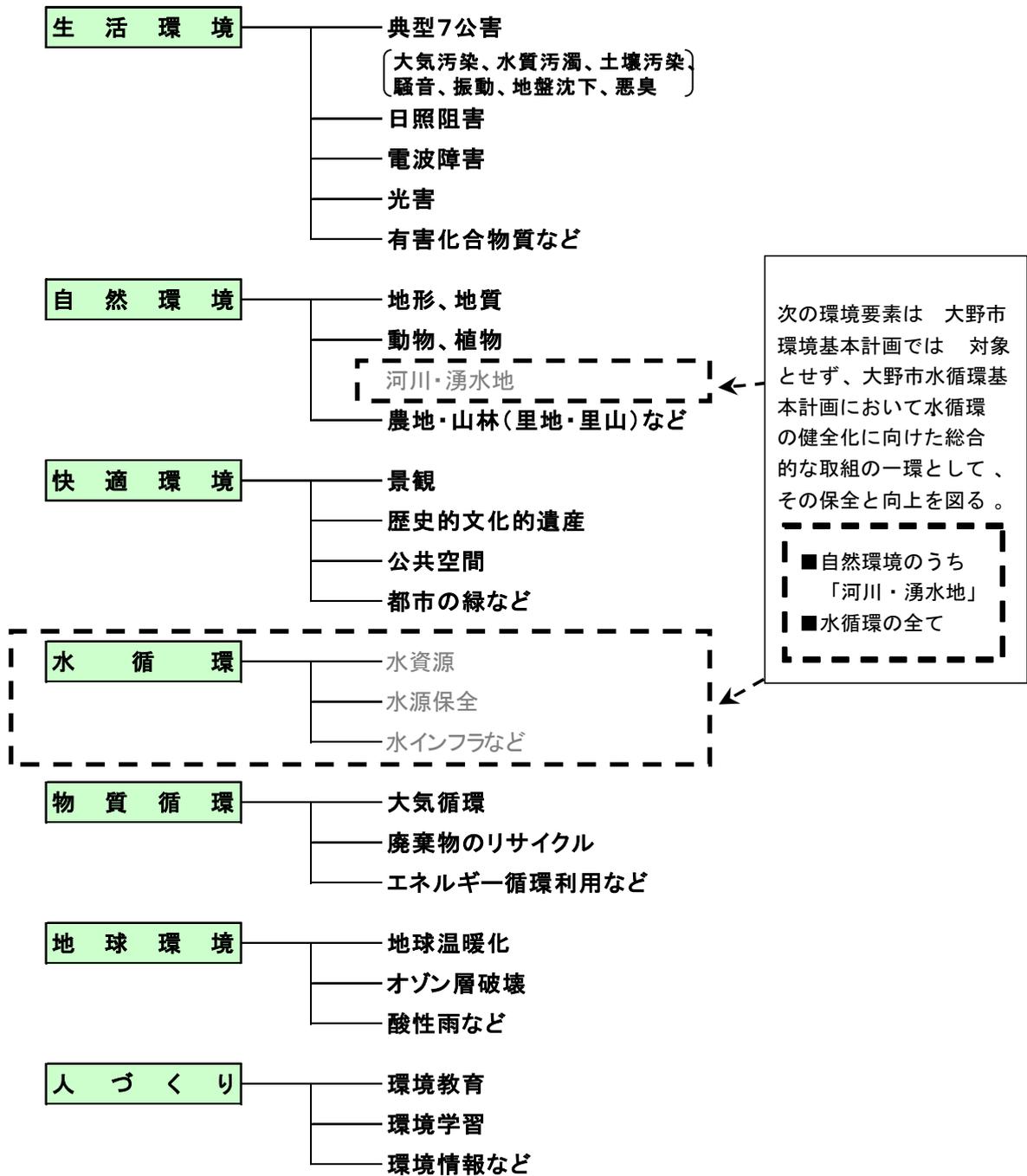
大野市環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針を推進していく上で必要な範囲とします。

大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針

- (1) 公害の防止に関する事
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関する事
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関する事
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関する事
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関する事
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関する事
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関する事
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する事
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する事
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲は、施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲



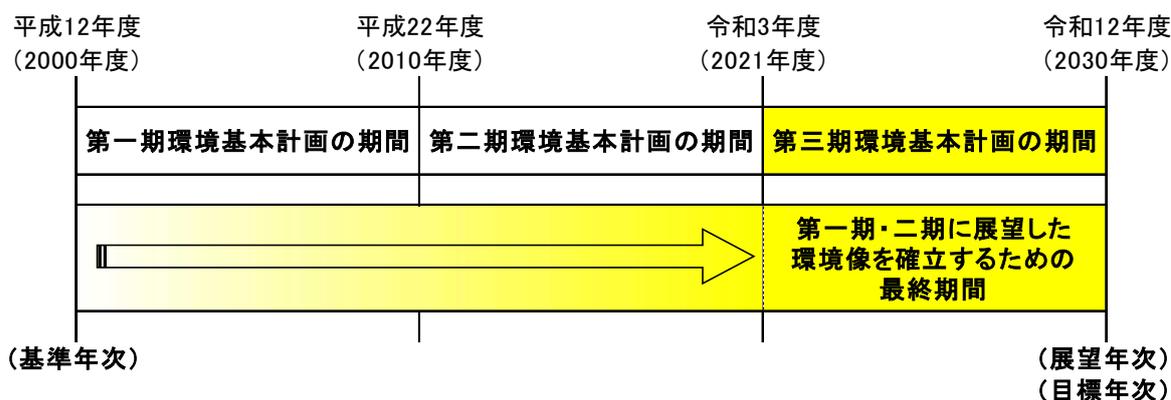
4. 目標年次

大野市環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、30年後の令和12年度（2030年度）における都市像を展望しながら、平成21年度（2009年度）までの10年を第一期計画期間として策定されました。

第二期環境基本計画は、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」を実現するため、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年を計画期間として策定されました。（平成27年度（2015年度）の中間見直しの際に、第五次大野市総合計画後期基本計画との整合を図るため、計画期間を1年延長）

そして、第三期環境基本計画は、第二期環境基本計画までの取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指しています。

なお、第六次大野市総合計画後期基本計画の策定が見込まれる令和7年度（2025年度）に中間評価を行い、総合計画との整合性を図るなど必要に応じ、計画の見直しを行います。



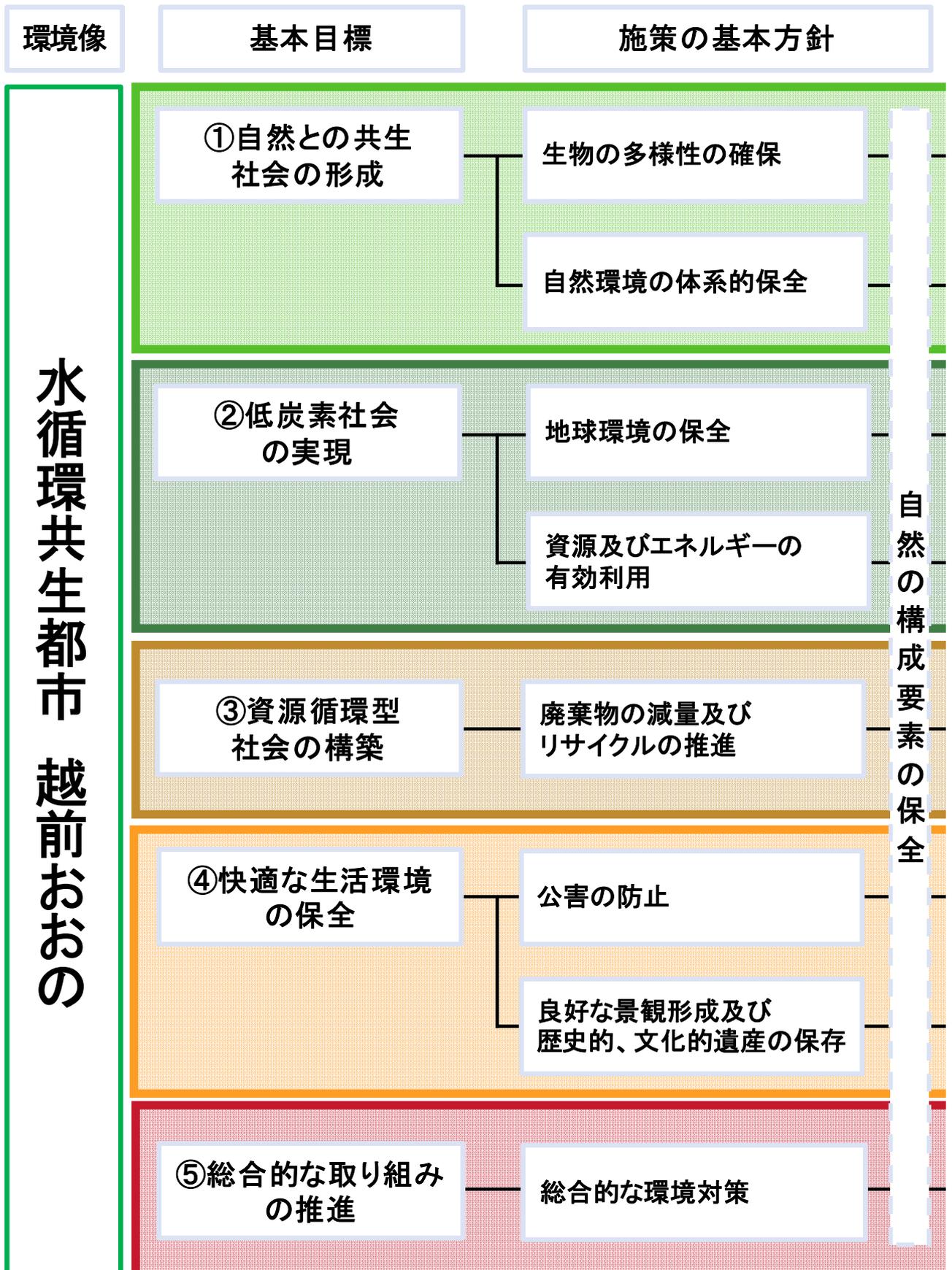
5. 推進主体

大野市環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

大野市環境基本計画の推進主体

市	計画全般の進行管理、近隣自治体などとの連携、環境普及活動の推進など
市民	環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
事業者	環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など

6. 施策の体系 (令和6年3月の一部改訂前)



重点施策

- ①身近な自然とふれあう活動の推進
- ②野生動植物の保全
- ③地域資源の活用



- ①農地(里地)の保全と活用
- ②山林(里山)の保全と活用



- ①脱炭素に向けた行動の促進
- ②脱炭素型のまちづくりの推進
- ③気候変動適応策の推進



- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの利用促進

- ①3Rによるごみ排出量削減の推進
- ②食品ロス削減の推進
- ③プラスチックごみ削減の推進



- ①公害発生の防止
- ②環境美化活動の促進
- ③野外焼却、不法投棄の防止



- ①良好な景観形成
- ②歴史的、文化的遺産の保存
- ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進



- ①持続可能な社会の担い手を育む教育の推進
- ②市民協働の取り組みの推進
- ③環境情報の収集と共有化



第3章 環境保全行政の概況

1. 環境保全行政の歩み

環境保全行政年表

S 4 9 .	4 .	1	大野市環境保全条例の公布	
4 9 .	9 .	3 0	大野市環境保全条例施行規則の施行	
5 2 .	1 2 .	1	大野市地下水保全条例の公布、同条例施行規則の施行	
5 8 .	1 0 .	1	大野市役所課室設置条例の一部改正	
5 9 .	9 .	1 0	名水百選調査報告	
5 9 .	1 0 .	6	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（融雪装置の使用制限）	
6 0 .	5 .	1	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（抑制地域の変更）	
6 0 .	7 .	2 2	御清水が名水百選に認定される。	
6 1 .	4 .	1	大野市行政改革に伴う関係条例の整備に関する条例で審議会委員17人以内を15人以内に改める。	
6 2 .	4 .	1	行政機構の改善に伴う関係条例の整備に関する条例で生活保健課を生活環境課に改める。	
6 3 .	1 .	3 0	「星空の街・あおぞらの街」の認定を受ける。	
H 元 .	1 1 .	2 7	県の地下水調査において1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出される。	
	2 .	1 .	2 2	地下水調査
	2 .	2 .	1	仮設水道による給水開始
	2 .	8 .	1 0	発生源とみられる事業場敷地内の土壌の試掘・分析を行う。
	2 .	9 .	1 7	汚染土壌の除去（25日まで）
	2 .	9 .	2 4	汚染地下水の汲み上げ開始（3か所）
	2 .	1 1 .	1 2	汚染地下水の汲み上げ開始（2か所）
	3 .	9 .	4	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（騒音規制基準の改正）
	5 .	4 .	1	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水・大気規制基準の改正）
	8 .	4 .	1	機構改革により市民福祉部生活環境課となる。
	1 0 .	3 .	2 6	大野市環境基本条例の公布及び施行
	1 2 .	3 .	1 5	大野市環境基本計画の策定
	1 2 .	6 .	2 9	大野市環境美化推進条例の公布
	1 2 .	7 .	2 0	大野市環境美化推進条例及び同条例施行規則の施行
	1 2 .	1 2 .	2 2	大野市区域内郵便局と大野市の間で「使用済郵便はがき再生における郵便局と大野市との協定書」締結（※平成17年3月31日にて終了）
	1 2 .	1 2 .	2 5	大野市地下水保全基金設置
	1 3 .	2 .	1 9	大野砂利採取販売協同組合と大野市との間で「砂利採取に係る協定書」締結
	1 3 .	5 .	1 1	大野市区域内郵便局と大野市との間で「廃棄物等の不法投棄及び道路情報等に係る郵便局と大野市間の協力に関する協定書」締結
	1 3 .	7 .	1 4	「本願清水イトヨ生息地」に、「本願清水イトヨの里」がオープン。

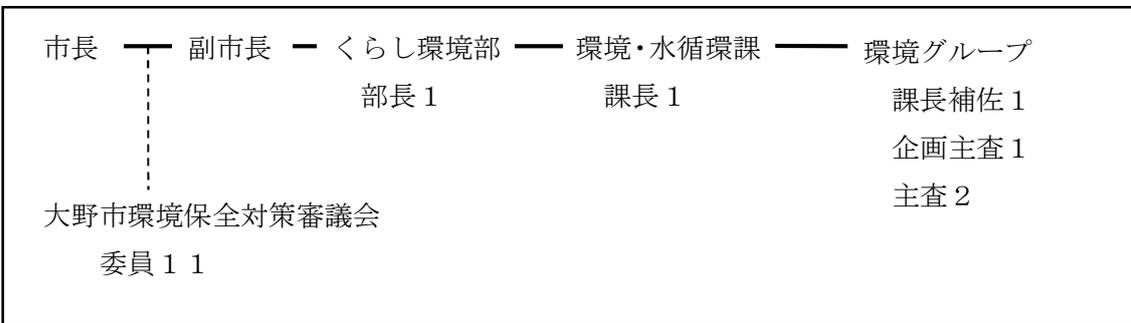
16.	2.	12	大野市森林組合及び大野市漁業協同組合と大野市の間で「廃棄物の不法投棄等に係る協力に関する協定書」締結
17.	11.	4	大野市環境基本条例の一部改正（開発行為に関する届出の準用等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（開発行為に関する届出の準用）
17.	12.	13	大野地下水保全管理計画の策定
18.	1.	19	市内5か所（御清水、篠座神社の御霊泉、本願清水、七間清水、石灯籠会館清水）でふくいのおいしい水に認定される。
18.	8.	10	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全文改正
19.	3.	26	大野市環境保全条例の一部改正（機構改革に伴う名称の変更等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水の規制基準等） 大野市地下水対策審議会設置条例の一部改正
19.	4.	1	機構改革により市民福祉部環境衛生課となる。
19.	9.	14	水舟清水がふくいのおいしい水に認定される。
19.	10.	29	湧水保全フォーラム全国大会が開催される。
20.	6.	4	本願清水が「平成の名水百選」に選定される。
22.	3		越前おおの環境基本計画の策定（第二期大野市環境基本計画）
22.	8.	3	清水広場と五番名水庵清水がふくいのおいしい水に認定される。
24.	4.	1	機構改革により市民福祉部くらし環境課となる。
25.	4.	1	機構改革により民生環境部市民生活課となる。
25.	4.	5	第15回日本水大賞において本市の地下水保全活動が環境大臣賞を受賞する。
25.	9.	5	新掘清水と芹川清水がふくいのおいしい水に認定される。
27.	6.	22	㈱リクルートホールディングスが発行するフリーペーパー「R25」において、『水道水がおいしい市町村BEST5』に、本市の水道水が1位に選ばれる。（水ジャーナリスト 橋本淳司氏選定）
28.	1.	26	「Carrying Water Project（キャリング ウォーター プロジェクト）」の一環として、日本ユニセフ協会とパートナーシップを締結し自治体初の「地域と用途を明確にした支援」を開始。支援先はアジアで最も水環境に恵まれない国・東ティモールに決定。
30.	3.	18	ブラジルで開催された第8回世界水フォーラムのエキスポで大野市の取り組みを紹介。
	9.	5	義景清水がふくいのおいしい水に認定
R	2.	3. 23	大野市の地下水や湧水文化を切り口に「水」について総合的に学ぶことのできる拠点施設として、「越前おおの水のがっこう」が明倫町にオープン。
	3.	2	大野市水循環基本計画の策定
	3.	3. 25	大野市ゼロカーボンシティ宣言
	3.	3	第三期大野市環境基本計画の策定
	3.	4	機構改革によりくらし環境部環境・水循環課となる。
	3.	9. 30	全国トゲウオ保全シンポジウム in 結の故郷 越前おおのが開催される。
	3.	11. 9	湧水対策連絡室を設置（※同年12月9日にて閉鎖）

5.	3	大野市脱炭素ビジョンの策定
5.	3. 1 0	「本願清水イトヨの里」展示リニューアルオープン
5.	6. 2 2	大野市脱炭素推進会議の設置
6.	3	第三期大野市環境基本計画の一部改訂 大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

2. 環境保全行政機構

(1) 機構図 (R 5. 4. 1 現在)

環境保全行政機構図



(2) 環境・水循環課（環境担当）の事務分掌

環境グループ 事務分掌

- 公害対策に関すること
- 環境基本計画の推進に関すること
- 一般廃棄物の収集、運搬等に関すること
- 広域ごみ処理施設との連絡調整に関すること
- 環境美化に関すること
- 環境保全対策審議会に関すること
- 環境マネジメントシステムに関すること
- 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること
- 清掃事業の計画、調査及び普及活動に関すること
- 廃棄物の減量及び資源有効利用促進に関すること
- 廃棄物減量審議会に関すること
- 脱炭素の推進に関すること

3. 環境保全対策予算の推移

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 5 環境保全対策費

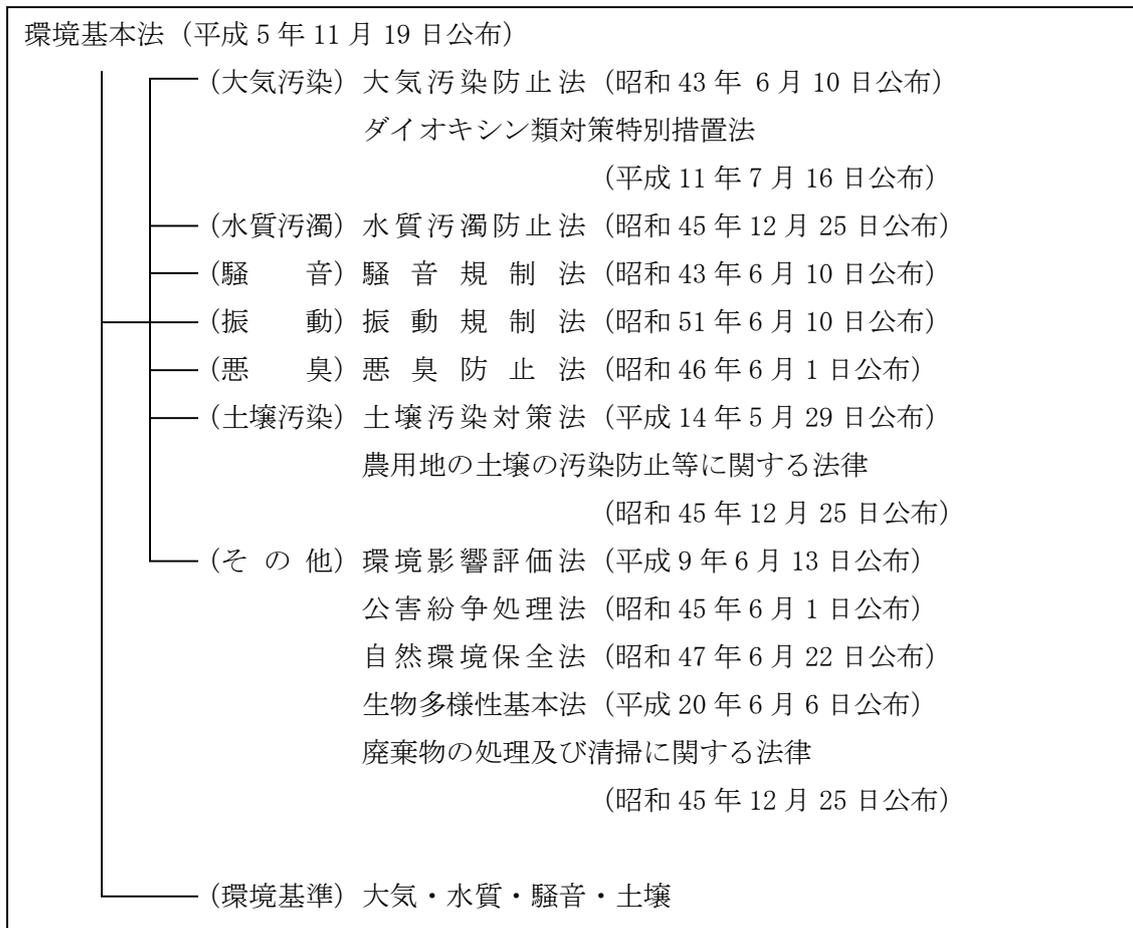
環境保全対策予算

(単位：千円)

年度 節	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
報酬	212	149	141	99	141	99	282	141	141	141
給料	7,581	6,739	7,387	7,472	7,628	7,746	6,961	8,539	13,535	17,445
職員手当等	3,811	3,706	3,702	3,814	3,858	3,754	3,383	5,079	8,348	10,988
共済費	2,080	2,046	2,045	2,073	2,143	2,287	1,911	2,553	4,256	5,831
報償費	1,039	1,039	1,039	1,114	1,050	1,125	1,119	993	1,405	1,497
旅費	28	20	20	6	6	21	21	18	4	4
需用費	887	1,040	1,057	906	926	672	1,600	520	804	1,037
役務費	3,353	2,941	2,911	2,750	2,664	3,602	2,033	1,741	1,975	1,904
委託料	1,787	1,571	1,988	1,992	1,089	1,112	984	6,214	18,306	5,291
使用料及び 賃借料	174	264	196	206	191	179	86	94	94	94
原材料費										
備品購入費									1,178	
工事請負費					1,000					
負担金補助 及び交付金	1,000	118	118	100	100	118	118	118	202	250
公課費			9		9		9		16	
合計	21,952	19,633	20,613	20,532	20,805	20,715	18,507	26,010	50,264	44,482

4. 公害関係法令の概要

(1) 法律



(2) 県条例・要綱

福井県公害防止条例	(平成 9年3月20日施行)
福井県自然環境保全条例	(昭和48年6月30日施行)
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準 を定める条例	(昭和48年1月1日施行)
福井県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱	(昭和51年7月7日施行)
福井県大気汚染 (硫黄酸化物) 緊急時対策実施要綱	(昭和53年6月9日施行)
福井県地盤沈下対策要綱	(昭和50年10月27日施行)
福井県環境影響評価条例	(平成11年6月12日施行)
福井県環境基本条例	(平成 7年3月16日施行)

(3) 市条例・要綱

大野市環境基本条例	(平成 10 年 3 月 26 日施行)
大野市環境保全条例	(昭和 49 年 4 月 1 日施行)
大野市地下水保全条例	(昭和 52 年 12 月 1 日施行)
大野市地下水対策審議会設置条例	(昭和 48 年 10 月 1 日施行)
大野市地下水保全基金設置条例	(平成 12 年 12 月 25 日施行)
大野市環境美化推進条例	(平成 12 年 7 月 19 日施行)
大野市環境監視員設置要綱	(平成 13 年 4 月 1 日告示)
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	(平成 18 年 8 月 10 日施行)
大野市脱炭素推進本部設置要綱	(令和 3 年 7 月 12 日告示)
大野市脱炭素推進会議設置要綱	(令和 5 年 4 月 26 日告示)

5. 公害苦情処理件数

公害苦情処理件数

年度	総数	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
S 59	30	3	8		9	1		3	6
60	34	3	5	1	2	1		6	16
61	20		4	1	7			6	2
62	23	6	3	1	6			1	6
63	24		4		2			3	15
H元	25	1	2		5			11	6
2	16		3		5			3	5
3	11		1		3			1	6
4	16		2		2			1	11
5	14	2	6		3			1	2
6	11		2		3			2	4
7	12		3		2	1		3	3
8	11		1		1	1		4	4
9	8		1		1			5	1
10	20	13	1					3	3
11	22	1	3		4			11	3
12	17	15						2	
13	16	10	2					2	2
14	15	9	1		3			1	1
15	18	11	4					2	1
16	8	4	1	1					2
17	20		9		2	1		3	5
18	28	4	9	2	4	1		7	1
19	42	19	12		3			3	5
20	97	30	20	2	7			2	36
21	83	38	14	3	3	1		4	20
22	42	23	11		2			4	2
23	44	20	10		2			2	10
24	38	17	8	1	1			3	8
25	19	12	4					1	2
26	13	7						2	4
27	26	12	1		2			1	10
28	29	16	3						10
29	44	18	4	1	3			2	16
30	48	21	6		1			6	14

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R元	14	5	5					1	3
2	36	23	2		1			1	9
3	25	20	1					1	3
4	12	6	2					1	3
5	14	2		1	2			5	4

6. 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結状況

(令和6年3月31日現在)

No.	事業所名	業種	所在地	締結年月日
1	浜田モータース	解体業	中 挟	昭和49年4月1日
2	富田酪農生産組合	酪農業	下 麻 生 嶋	昭和53年2月1日
3	中竜鋳業(株) (日本亜鉛鋳業(株)中竜鋳業所)	鋳 業	上 大 納	昭和60年7月4日
4	永野家具工業(株)	家具製造業	中 据	平成8年9月9日
5	(株)ジェフティ	ニット製造業	中野1丁目	平成9年7月7日
6	(株)アサヒニット			
	(株)トリネックス	印刷業	中野1丁目	平成9年7月16日
7	ニチコン(株)富田工場	コンデンサ製造業	土 布 子	平成11年2月10日
8	ニチコン福井(株)	コンデンサ製造業	土 布 子	平成12年5月23日
9	(株)エツミ工学	レンズコーティング	中 据	平成13年2月15日
10	六呂師堆肥センター	堆肥製造業	南 六 呂 師	平成15年9月8日
11	ファーストウッド(株)大野工場	木材加工業	七 板	平成22年8月31日
12	(株)福井グリーンパワー	木質バイオマス発電所	七 板	平成26年6月20日
13	タニコー(株)大野流通センター	業務用厨房機器製造業	上 荒 井	平成29年4月12日
14	(株)ミズホ	自動車等精密部品製造業	中野1丁目	令和元年7月24日
15	株式会社モンベル	物 流 セ ン タ ー	七 板	令和4年3月1日